

Title	新たなる身上證書法律案
Sub Title	A draft of the law of documents relating to civil status of 1880
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.10 (1959. 10) ,p.35- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591015-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新たななる身上證書法律案

向井健

解題

明治の初頭より、數年間にわたつて行われたフランス法典の移入は、西歐近代法制の日本的攝取の第一歩であつた。⁽¹⁾當時における民法典の編纂事業についてみるも、フランス民法の繼受がその主流であつたことは、言を俟たない。⁽²⁾

いま、身分證書と戸籍制度の問題に視点をしげれば、フランス民法の規定そのままに身分證書をもつて戸籍に代えようとするものと、戸籍制度を前提として民法を編纂しようとするものとの、二つの流れのあることを看取しえよう。⁽³⁾ いずれの主義を採るかは、見解の分れるところであらうが、「本邦従來戸籍ヲ設ケ戸主家族ヲ列記シ及ヒ出生婚姻養子縁組死亡其他身上ノ異動ヲ登記シ世治ノ要具ト

爲セリ歐洲諸國ニ於テハ概子身分證書ノ制ヲ設ケテ各人ノ身分ヲ證明スルノ具ト爲セリ彼ハ人ヲ主トシテ各簿冊ニ記載シ我ハ家ヲ主トシテ戸主ヲ立テ家族ヲ一籍ニ記載ス彼我ノ制此ノ如ク相違アリ互ニ得失アリテ容易ニ之ヲ判定スルヲ得サル」⁽⁵⁾べし、というは要をえている。

さて、近時、筆者ははからずも、「身上證書法律按」と題された二冊の寫本に接する機会をもちえた。同草案は、明治十三年の編製とおぼしく、いまだ學界に紹介されざる身上證書（身分證書）にかかる法案であつて、種々の點よりみて、興趣ふかき文書と思想される。ただ惜しむらくは、本草案成立に關して、徴すべき周邊資料を缺くことである。したがつて、以下に述べるささやかな考證も、とぼしい資料から摸索したまつたくの假説にすぎない。諸家の示教と叱正を希求すること切である。

○
 原本は、慶應義塾大學法學部研究室の所藏文書である。その一本は（以下、A本と呼稱す）、太政官赤色十三行罫紙二十九枚の淨書本であつて、「身上證書法律案」と表題され、いわば立法説明をその内容として登載している。他のそれは（以下、B本と呼稱す）、同上用紙十七枚に清書された寫本で、「身上證書法律按」全五十一カ條を筆録する。兩者ともに、裏打による補強の作業が加えられているが、蟲喰のため、判讀不能の箇所がないわけではない。

ところで、さきに筆者は、「明治十五年『戸籍規則』の原案」なる拙文を草し、十三年後半期に、太政官法制部で成稿したと推定される「戸籍法」全四十二カ條（以下、「十三年戸籍法草案」と呼稱す）、ならびにそれと關係ある「戸籍改製順序」「戸籍管理規則」その他を發表したが、ここに注意すべきは、覆刻の底本としたいわゆる甲・乙の二文書と、右のA・B二本とが、まったく同様の體裁をなしている事實である。それはすなわち、兩資料の舊藏者が同一人である、との推測を可能ならしめよう。⁽⁷⁾

さて、五十一カ條より成る草案をかかげるB本の冒頭は、「身上證書法律按」と題されているが、その下に、「千八百八十年一月卅一日」なる日附がしるされるところより推斷すれば、該法案の

作成時期を明治十三年一月三十一日として、まず間違ひあるまい。⁽⁸⁾
 明治十三年初頭の編成とすれば、これと關連させて考へるべきは、前述せる「十三年戸籍法草案」の存在でなければならぬ。

○
 「十三年戸籍法草案」に關し、筆者は、これこそ明治十五年元老院會議附議「戸籍規則」の原案にはかならない、と推考したのであつたが、實は、それより以前に、第一案ともいふべき内務省起草にかかる草案が存した模様である。

太政官内に參事院が設置される前月の十四年九月二十七日、陸軍卿大山巖の建議中に、戸籍法の改正は、「獨り徵兵ノ爲メ陸軍ニ於テ之ヲ望ムノミナラス現今ノ如キ錯雜ナル戸籍ニテハ縣治上ニ於テ亦支障少カラサルヲ以テ已ニ内務省ノ起草ニ係ル改正案ヲ當時法制部ヨリ各府縣へ下問中ノ由然ルニ此草案ハ現今ノ法ト大同小異ニシテ草案中偶々新設ノ事項アルモノハ徵兵上ニ取り却テ詐譌ヲ構造スルノ媒介トナルモノアリ」との文言を見出すことができるが、「法制部ヨリ各府縣へ下問」したることは、翌十五年七月、「戸籍規則」審議の第一讀會が元老院で開催された際、内閣委員として出席した參事院議員補周布公平の提案理由説明中の、「舊法制部ヨリ之ヲ各地方官へ回致シテ其意見ヲ聽キ」なる發言とまさに符合するから、

大山建議にいう「草案」とは、「十三年戸籍法草案」を指稱しているものであろう。もつとも大山建議によると、「内務省ノ起草ニ係ル改正案」をただちに各府縣へ下問したごとくであるが、筆者は、内務省起草案（第一案）↓太政官法制部案（すなわち「十三年戸籍法草案」）↓元老院會議附議「戸籍規則」

との變遷をたどつたのであり、各地方官へ回致した草案は、おそらくは「十三年戸籍法草案」であつたらう、と推論いたしたい。

當時、「法律條例諸規則ヲ起草シ又ハ之ヲ改案シ及ヒ職制章程ヲ監査シ法律ヲ説明スルノ所」⁽¹¹⁾は、太政官法制部であるが、主務官廳たる内務省に命じて改正戸籍法の第一案を起稿せしむることは、充分に考慮される餘地があるであらう。⁽¹²⁾

では、内務省においては、何處がその作業をしたであらうか。筆者は、同省戸籍局においてなされたらう、と推考するものである。

すぐる九年四月十七日、内務省は、「本省中戸籍警保圖書三寮被廢度此段奉伺候也」との伺を提出したが、同日、太政官は同省へ、其省中戸籍警保寮圖書寮被廢條條此旨相達候事

と達を下令し、翌五月二日、内務省達乙第五十二號をもつて、戸籍局が新設されたのである。十年一月（日闕）の「戸籍局分務規程」によると、戸籍掛・民産掛・編纂掛・諸務掛があるが、戸籍掛には議案・計算、編纂掛には立案・校正・年報・編冊の、それぞれ係が

存していた。翌十一年三月二十六日には、戸籍掛が戸婚掛と改稱されたが、ついで翌年一月三十一日には、

本局中各掛ヲ改メ校案人事財産戸籍編纂諸務ノ六掛トスと改組された。

十三年十二月二日の「戸籍局事務分任概則」にしたがえば、戸籍係は事務的な任務を課せられているのに反し、編纂掛は、「本局ノ管掌ニ屬スル法規ヲ纂輯シ年報ヲ編撰シ稟議質問決議ノ事件ヲ編冊シ其他局中ノ書籍ヲ主管スヘシ」と第六條に規定されている。されば、内務省戸籍局の、おそらくは編纂掛が、太政官の命にこたえて「十三年戸籍法草案」の第一案を編成したのであらう。ちなみに當時の戸籍局長は、内務權大書記官船越衛、あるいは内務大書記官岩村高俊であつた。⁽¹³⁾

さて、A本・B本を一見すれば、これが譌譯した文書であることは明らかであらう。A本の各所でフランス民法を引用していることより推して、原文は佛文であり、かつ、作成者も佛人であることは、まず疑いえない。

筆者は、この「身上證書法律按」の編案者を——あまりに大膽にすぎるかもしれないが——「洋才和魂の法學者」⁽¹⁴⁾と稱せられ、明治

の偉大なる恩人⁽¹⁵⁾とたたえられる、かのボアソナード (Gustave Emile Boissonnade) ではあるまいか、と推考するものであるが、その論據とするところは左のごとくである。

明治十三年當時、立法事業に直接に参畫した御傭外人として、司法省・元老院⁽¹⁶⁾・太政官などの御傭であつたボアソナードをさしおいて、他に適當な人物をほとんど見出したい。これが第一の理由である。

その第二は、妾の制度と養子制度、あるいは離婚につき、つぎのような記述がA本中に存するが、それがボアソナードの所論ときわめて類似している事實である。

日本ニ於テモ正當ノ婦ヲ有シ同時ニ妾ヲ養ハントスル者ハ多年間結婚ノ後チ繼子ヲ得サル者ニ限り此レヲ認可シ得ルノ制限ヲ設クヘシ

(中略)

該慣習ニ就キ余ハ稱讚スルヲ得ス然レトモ該慣習法ノ現今廢止スヘキ事ト假定シ得ルノ義務アリト復タ信用セス辭ヲ易ユレハ自國ニ不利ナリト世論ニ於テ認め得ルトキニハ自然ニ消滅ニ歸スルニ至ルヘシ

親族ヲ組立ツル事柄ニ就キ元來所有權又ハ契約又ハ義務ノ事柄ノ如ク特別ノ元則アル者ニ非ス其慣習及風俗ニ至リテハ性法ニ據ル

ニ非サレハ此レヲ詳説スルヲ得ス

其他日本ニ於テ特更ニ親族ヲシテ稍消滅セシムル者アリ此レ則チ養子法ナリ元來其方法ハ人工ヲ以テ其目的ヲ達シ得ルモノトナスト雖モ實際其名ノミ保存シ其血統ニ至リテハ保存スルヲ得ス

妾ヲ有スルノ目的モ養子法ト同一ナリトス然レトモ此レヲ以テ養子法ニ比較セハ最モ定理に適フ者トスヘシ何トナレハ元來正當ノ婦ヲ有セサル者ニ非サレハ庶出ノ子ヲ以テ繼子トナスヲ得サル故ナリ

故ニモシ妾ヲ有スルハ素ト此ノ目的ニノミアリトセハ妾ヲ有スルニ就キ適宜ノ制限ヲ設ケサルヲ得スモシ妾ヲ有スルニ付キ法律ヲ以テ支配シ現ニ例外法ト看做ストキニハ妾ヲ有スルヲ以テ風俗ノ頹敗ヲ致スニ至ラサルヘシ

故ニ前章ニ於テ妾ヲ有スルニ付キ既ニ假定セル制限ニ尙其他ノ制限ヲ増加セサルヲ得ス辭ヲ易ユレハ既ニ正當ノ婦ヲ有シ更ニ妾ヲ有セントセハ家族ヲシテ其義務ヲ増加セシム故ニ其家族ノ維持ニ對シ充分確實ナル方法ヲ徴シ得ル者ニ非サレハ此レヲ養フコトヲ得サルヘシ

さきに、筆者が世に紹介せるボアソナードの「家督相續見込」において、彼は、「妻妾並ヒ納ル、云々ハ日本從來ノ弊習ニシテ一朝改ムヘカラサルモノアリ⁽¹⁷⁾」と述べ、さらに「相續論」においても、

「然レハ日本ニテ本妻ノ側ニ妾ノ現出スルヲ禁スル能ハサルトキハ
法ニテ妻妾ノ間ニ區別ヲ立ルハ甚タ必要ナルヘキヲ信ス。若シ然ラ
サレハ妻ハ只上等ノ下婢タルニ過キサルナリ」と説くごとく、彼は
民法上の問題として妾をただちに廢止すべし、とは考えていなかつ
たのであろう。⁽¹⁹⁾

養子制度をめぐつては、すでに手塚豊博士が、ポアソナードの養
子制度改正論者たることを闡明されているのでここでは言及を避け
るが、養子制度に對しかなり批判的である點は、注目すべきことであ
らう。

離婚については、左のごとき敘述を見出しうる。

離婚ノ制度モ必ス設ケサルヲ得ス佛國ニ於テハ革命ノ時ニ當リ其

法度ヲ創定シ佛國民法ニ詳説セリ

(中略)

其他離婚ハ加督教ヲ奉スル歐洲各國及白耳義國ニ於テ其法尙ホ存
セリ故ニ日本國ニ於テノミ其方法ヲ廢止スヘキノ理由ヲ看出シ得
ス

ポアソナードは、離婚に關し、「性法ニ適スル者ナリト確言ス可
シ故ニ若シ離婚禁止ノ制ナク又成文法ニ離婚ノ規則ノ記載ナキトキ
ハ裁判所ニ於テ之ヲ爲ス可キノ理由ヲ搜リ必ス之ヲ許ス可シ歐羅巴
諸國ニ於テハ夫婦双方ノ爲メ及ヒ之ヨリ生レタル子ノ爲メニ離婚ヲ

爲ス可キノ原因期限等ヲ法律ニ明記ス日本ニ於テモ亦必ス如斯ク爲
ス可キナリ」と説述している。⁽²¹⁾

右にみてきたごとく、A本中の論述と、ポアソナードの所見とは、
相通する點がすくなくない。とすれば、それは、ポアソナード自身
の作製にかかることを示す證左ではなからうか。

○

以上、考證してきたところにしたがい、ひとまずこの「身上證書
法律按」は、明治十三年一月、ポアソナードの手に成つた草案であ
る可能性がよい、ということにしよう。

では、つぎに歩をすすめ、「身上證書法律按」の編纂をめぐつて、
若干、検討を加えたい。

既述のとおり、「身上證書法律按」の成稿は十三年一月三十一日
であるから、ポアソナードが當局側より同法案作成の依頼に接した
のは、おそらくは、その前年の後半期のころであつたろう。

當時、彼は太政官御備であつたから、太政官より、直接、彼に命
が下つたであろうことが、まず推論できる。そのころは、法制部以
前の法制局の時代であるから、「民法訴訟法戶籍等ニ關スル公文ヲ
主査ス」る法制局第一課がその任に當つたであらう。⁽²²⁾

つぎに考えられることは、前記せる「十三年戶籍法草案」編纂の

例にならない、太政官法制局が、内務省に命じて原案を編製せしめるケースであつて、この場合にあつては、内務省戸籍局がポアソナードに草案作成を一任した、と推察できるであらう。

第三は、ポアソナードが、民法典編纂の一環として、單行法としての「身上證書法律按」を編纂した、との推定である。

ポアソナード中心の民法編纂が開始された時期に關しては、專家の見解の分裂するところであり、十二年説と十三年説が對立して(26)筆者としては、早急な推斷をひかえるものであるが、箕作麟祥の談話に、「大木君が、司法卿になられました、其時、民法の草案を編纂して見るが宜い、と云ふことで、一人の相手と粗末ながら草案を作りましたが、それも、其儘になりました、併し、今日から見れば、其儘になりましたのが、幸ひであつて、若し、それが行はれたら、それこそ大變でありませう、それから、明治十二年になりました、司法省で、民法會議が始まりました、其時には、もう『ポアソナード』先生が、來て居られました、續いて、十三年に、政府で、民法編纂局と云ふものを置かれました」とあるは、十二年開始説にとつて有利か、と史料される。

もし、ポアソナードが正式に民法典編纂事業に登場したのが十二年とするならば、第三の推測も可能であらう。(27)

以上、(一)太政官法制局↓ポアソナード、(二)太政官法制局↓内務省戸籍局↓ポアソナード、(三)司法省民法編纂會議、の三つのケースをかかげたが、これ以外のケースも想定されるであらう。

ところで、ここで、「身上證書法律按」と、「十三年戸籍法草案」との關係をふたたび考えよう。

前者の成稿が十三年一月であり、後者のそれが、同年後半期であるから、まず第一に、ポアソナードの「身上證書法律按」が廢案となり、太政官は改めて「十三年戸籍法草案」の作成を内務省に命じた、とする推定がうまれる。

その第二は、フランス民法式の身分證書の制度と、戸籍法とを並行して實施すべく、兩者同時に太政官より起草を命ぜられた、とする考えである。

さらに上述のごとく、「身上證書法律按」が司法省民法編纂會議においてポアソナードが編案した成果とするならば、同法案と「十三年戸籍法草案」との間には、直接的な關連はなかつた、とみる第三の見解も可能性がないわけではない。

明治十三年のころ、「身上證書法律按」あるいは「十三年戸籍法草案」といつた、明治四年戸籍法改正の擧がこころみられたのは、

同法の、「實際ニ行ハル、モノハ三十三則中僅ニ三四則ニ過キス」⁽²⁸⁾といわれ、さらに「皮肉ヲ存シテ骨ヲ失ヒシ如キモノ」⁽²⁹⁾になつたからにはかならないが、直接には、十二年の徴兵令改正を契機とする陸軍のつよい要請の結果であつたらう。

しかし、ポアンナードの手に成るとおぼしき「身上證書法律按」はそのまま闇に葬⁽³³⁾られ、他方、「十三年戶籍法案」も、「戶籍規則」⁽⁸⁴⁾「戶籍法」と變轉して元老院の議決をえたにもかかわらず、遂に陽の目をみることなく、「身上證書法律按」と同じ運命をたどることになつた。

(1) 明治初年におけるフランス法典の移入事情に關しては、手塚豊「佛蘭西法典の移入」歴史と生活・第六卷五號三二頁以下參看。

(2) 明治初期民法編纂史に關する文獻については、向井健「民法口授」小考」慶應義塾創立百年記念論文集・法學部法律學關係篇・四九五—四九六頁註(2)——(7)參看。

なお、川島武宜・利谷信義「民法(上)——法體制準備期——」日本近代法發達史・第五卷・一頁以下、向井健「江藤主權司法省民法會議における相續論争」法學研究・第三二卷四號四五頁以下參看。

(3) 身分證書 (acte de l'état civil) とは、人の身分に關して確たる證據を提供すべき公正證書で、身分史により各市町村に備えられる公けの登記簿に記載せらるるものである。

新たなる身上證書法律案

(4) 福島正夫・利谷信義「明治前期における戶籍制度の發展」家制度の研究・資料篇・第一卷・解題六三頁以下參看。

(5) 明治二十三年戶籍法案を第一回帝國議會において審議する際、議員に配布した「戶籍法説明」中の文言。福島正夫「『家』制度の研究」(資料篇・第一卷)一二二頁より引用。

(6) 向井健「明治十五年『戶籍規則』の原案」法學研究・第三二卷七號七一頁以下。

(7) いわゆる甲本・乙本は、二十數冊の寫本を収める帙入文書中に存し、各文書はすべて裏打修補の手が加えられ、同一の表紙が附されている。

A本・B本は、帙入文書とは別に、慶應義塾大學法學部研究室に藏されているが、本文にしるすごとく、甲・乙本とA・B本とは、まつたくその體裁を同じくする。これら稀觀資料の傳來の、必ずしも分明でないことを遺憾とする。

なお、前註所引論文・七七頁註(5) (6)參看。

(8) 一八八〇年一月三十一日に、フランス民法人編第二章(身分證書)が改正された事實は存しない。

(9) 前掲・向井「明治十五年『戶籍規則』の原案」一七三頁以下參看。

(10) 「元老院會議筆記」明治一五年七月三日・第三一八號議案(戶籍規則)第一讀會・二五頁。

(11) 明治十三年三月十八日の太政官達第二十號にみえる文言。

(12) 太政官法制部の發足は、十三年三月三日である。したがつて、ここでは、内務省に第一案起草を命じた時期が十三年三月

以降である、ということが、前提となる。もしそれ以前であつたとすれば、もちろん法制局時代ということになる。

(13) 船越衛は、十年一月十一日に内務権大書記官に任ぜられ、同時に戸籍局長となつたが、十三年三月八日、千葉縣令に轉出した。船越の後をうけたのが、内務大書記官岩村高俊である。

(14) 杉山直治郎「洋才和魂の法學者」帝國大學新聞・昭和一年一月二六日號。

(15) 手塚豊「ボアソナード博士のことども」三色旗・第七二號五頁。

(16) 元老院の設置と同時に、ボアソナードは元老院顧問となつたと普通いわれているようであるが、彼が元老院と御傭契約を結んだのは、九年十月のことである。すなわち、つぎのとき、「司法省雇佛國人ボアソナード元老院兼務條約」が存する。元老院幹事ハ定例ニ照シタル許可ヲ得以テ法律家巴理府法律大學校助教ツールズ府法律大學校學士ジボウアソナード、ド、ホンタラビー氏ヲ該院ノ顧問トナスヲ約セリ
ボウアソナード氏ノ職務ハ元老院ヨリ指示スル所ノ公法或ハ私法内ノ講義ヲナシ其他同氏ニ尋問アル所ノ特別事件上語頭之ヲ説明シ之ヲ記載シ或ハ之ヲ纂輯スルノ任タル可シ

同氏ハ他ノ職務ヲ有スルヲ以テ元老院ニ出頭スルハ一週間ニ一回ト定メ以テ講義及ヒ説明ニ供ス但至急ノ場合ハ格外タリトス纂輯ハ同氏私宅ニ於テ爲スモノトス

同氏エノ謝金トシテ毎月日本貨幣百圓ヲ查收ス可シ其職務ハ一千八百七十六年十月ヨリ肇リ司法省新約ノ定期内即チ本年十一

月十五日ヨリ三年間タル可シ

日本明治九年十月五日

元老院幹事

陸 奥 宗 光

同

河 野 敏 謙

ボウアソナード、ド、ホンタラビー

(17) 向井健「ボアソナードの『家督相續見込』について」法学研究・第三二卷五號六六頁。

(18) ボアソナード稿・井上操譯「相續論」明治文化全集・法律篇(昭和三年版)・五二二頁。

(19) 石井良助博士は、「ボアソナードが舊刑法において妾を廢そうとしたと考えることは早計である。ボアソナードの原案には妾の語は見えていない。しかしそのことはかれが積極的にそのことによつて、妾の制度を廢止しようとしたことを意味しない」(石井「明治初年の婚姻法」家族問題と家族法・結婚・二二六頁)といわれている。

なお、舊刑法編纂途上における妾の廢止については、高柳眞三「妾の消滅」法学新報・第四六卷九號一九頁以下、手塚豊「元老院の『妾』論議」法学セミナー・第一五號四二頁以下參看。

(20) 手塚豊「明治前期の養子反對論」法学研究・第二八卷四號六一頁以下參看。

(21) ボアソナード口述・加太邦憲筆記「法律大意講義」(明治一四年版)二六頁。

なお、「法律大意講義」については、前掲・向井「ボアソナ

一下の『家督相續見込』について」六〇頁註(49) 參看。

(22) 十三年九月四日の「東京日日新聞」に、「太政官法制部御雇のポアンナード氏は……」の記事がみえるか、法制部御備が正式の呼稱であつたか否かについては、疑問を禁じえない。

(23) 前註(12) 參看。

(24) 明治十一年(月日闕)の「法制局職務規則」第一條の文言。

なお、その當時の法制局第一課の課員については、前掲・向井「明治十五年『戸籍規則』の原案」七五頁參看。

(25) 手塚豊「明治十一年民法草案編纂前後の一考察」瀧川博士選歴記念論文集・日本史篇・八五三頁以下、石井良助「明治十一年民法草案」(一)法律時報・第三〇卷六號六八頁以下參看。

(26) 大槻文彦「算作麟祥君傳」一〇三頁。

(27) A・B二本とも、既述のとおり、太政官用紙を用いた寫本である。民法編纂會議の所産とするならば、司法省用紙である可能性がよからう。

(28) 「元老院會議筆記」明治一五年七月三日・第三一八號議案(戸籍規則)第一讀會・二四頁。

(29) 鼓鍊之助・林部甲子録「現行人事及戸籍法費用」二四四頁。

(30) 「元老院會議筆記」明治一五年七月三日・第三一八號議案(戸籍規則)第一讀會・六三頁參看。

(31) 明治十四年九月二十七日の陸軍卿大山巖の建議中に、「明治十二年第四十六號公布徵兵令諸條款中改良ヲ要スヘキ意見ノ儀ハ別ニ及上申置候然ルニ徵兵法ハ固ヨリ民法ト并行スヘキモノナルヲ以テ未タ民法完備セサルノ今日ニ在テハ戸籍ノ精密ナラ

サルヲ奇貨トシ免役ノ名稱ヲ覓メハ逃亡失踪シテ徵集ヲ避クルカ如キ弊害ヲ除去シ且地方官ノ責任ヲ厚カラシムル等ノ法ヲ設クルニ非サレハ獨リ徵兵法ノミ何程ノ改良ヲ行フト雖モ其功ヲ奏スルコト能ハサルヘシ」とみゆ。

(32) 明治十二年の徵兵令の改正については、松下芳男「徵兵令制定史」四七四頁以下、同「明治軍制史論」(下卷)一一五頁以下參看。

なお、向井健・岩田正彦「默阿彌の『散切物』に見えたる明治初年の法制」(一)法學研究・第三一卷四號六六頁以下參看。
(33) 「身上證書法律按」の成稿した十三年に、黒田綱彦の翻譯にかかると「身上證書制度集」が上梓されている。

黒田綱彦は算作麟祥門下であるが、その後の戸籍法案の編成にふかい關係を有する。

(34) 「身上證書法律按」の内容をめぐつては、他の民法諸草案の規定と對比しつつ、他日、稿を改めて吟味する豫定である。

凡 例

(一) 覆刻は、なるべく原本の體裁を保つことにとめたが、印刷の便宜から、通常使用しない字體は若干改めた。

(二) 原本蟲喰のため、判讀不能の箇所は□とし、(一字不明)と附記した。

身上證書法律案

身上證書法律按

總則

身上トハ凡テ社會又ハ親族ニ於テ各人ノ身分(位地)ヲ云フ之レヲ一般ノ釋義トス蓋シ該釋義中社會ナル辭ニ一國人民ノ社會ト云フヨリ更ニ汎博ナル意ヲ徴シ人類社會ト云フ義ニ了解スルトキハ該釋義ヲ以テ妥當ナリトス實際身上ハ數多ノ元素ヨリ成立ツモノナリ然レトモ其數多ノ元素ハ一國ノ人民又ハ親族ノ身分ニ關係セス却テ一個ノ人間ノ分限ニ關係アリトス

故ニ性存男女年齡ハ身上ニ付キ特別ナル元素ニシテ而シテ一國ノ人民又ハ一個親族ノ權利ニ關係セス何トナレハ生存男女年齡ハ素ト一國ノ人民又ハ一個親族ニ影響ヲ及ホス者ニ非サル故ナリ人間ハ其生存間ニハ三個ノ親族即三個ノ社會ニ從屬セル者ト假リ定ムルトキハ左ノ論說ヲ以テ完全ナル者ト認ムルヲ得ヘシ左ニコレヲ説明スヘシ

第一則 人間ノ最大親族即人類社會

第二則 一國人民ノ親族即一國人民ノ社會又ハ人民社會

第三則 親族社會即親族

然ルトキハ身上トハ人間ノ分限即人類又ハ一國人民又ハ一個親族

(家族)ノ分限ニ付テノ集合物タルコトハ自ラ此レヲ了知シ得ヘシ左ニ此レヲ説明スヘシ

人間ノ身上ニ就テハ左ノ件ヲ有ス

第一 性存

第二 男女

第三 年齡

一國ノ人民タル身上ニ就テハ左ノ件ヲ有ス

第一 一國ノ人民タル權利

第二 政權ヲ供有シ得ル者又ハ政權ヲ褫奪セラル、者(政權)

第三 政權ヲ行フ得ル者又ハ行フヲ得サル者(私權)

一個親族ノ一部分ニ就テハ左ノ件ヲ有ス

第一 婚姻セル者又ハ婚姻セサル者

第二 公正ノ子又ハ私生ノ子又ハ養子

第三 公正ノ父母又ハ私生ノ父母又ハ養親

第四 兄弟姉妹伯父母姪男女從弟男女

人間ノ身上ヲ組織セル分限ヲシテ斯ノ如ク區別スルニ就テハ人間ノ生存ト共ニ始リ且生存中ハ繼續シ得ルモノアリ即男女年齡(出生ノ日ヨリ數ヘ年齡ヲ定ム)嫡出ノ子私生ノ子及親族此レナリ其他ノ身上ハ凡テ等親ノ級ニ從ヒ生スル者ニシテ亦タ性存ト共ニ始リ其以來或理由ニヨリ消滅シ得ル者アリ則國民タルノ權利又ハ

政權ヲ供有シ又ハ政權ヲ失フ事此レナリ

其他ノ身上ハ生存ヲ得ル後チ模様ニ從ヒ生存ト共ニ多少ノ時間繼續シ又ハ消滅シ得ル者アリ即婚姻養子政權ヲ供有シ又ハ執行シ得ル者此レナリ(私權)

人間ハ其死去ヲ以テ身上證書ノ結末トナス故ニ死去ハ身上簿冊ノ末葉ニ登記スヘシ

然レトモ死去ヲ以テ一個人ノ身上證書ヲ毀損スルコトナカルヘシ此レニ反シ死去ヲ以テ身上證書ヲ毀損スルトキニハ社會又ハ死者ノ親族ニ對シ暴害ヲ來^(一字不明)□其他死者ノ生存中ニナシタル事業ノ多寡ヲ知ルニ付テノ理由ヲ失フニ至ルヘシ何トナレハ該事業ハ死者ノ後チニ至リ其家族ノミナラス子孫後世ニ迄テ此レヲ傳フルヲ得サル故ナリ

身上證書ノ事ニ管シ立法者ノ責任ヲ分テ左ノ二則トス

第一則 立法者ハ審查ヲナシ其分限ヲ得ルト又ハ其分限ヲ失フ

事ニ就キ別段ノ規則ヲ制定スヘシ

第二則 立法者該分限ニ附與シ又ハ失ハシムル事柄ニ就キ確實

且嚴重ナル證據ノ規則ヲ設立スヘシ

該二則ノ主義ハ第一ノ主眼ニシテ民法ニ據リ人權ヲ設立ス其他ノ主義ハ最狹ク一個人ノ身上ノ證據即身上證書ヲ設立スルニアリ該法律按ニ於テハ人權ノ本義ヲ説述セスシテ唯身上證書ヲ附與ス

新たなる身上證書法律案

ルニ就キ手續ノミヲ説明ス

然レトモ該手續ノ規則ハ少ナクモ元則ト假定シ得ル者ニ就テノミ説明スヘシ但シ該元則^(一字不明)□本義ノ規則ノ根據セル者ナリ左ニ此レヲ説明スヘシ

倍出產ト死去トニ就テハ立法者證書ヲ作り此レヲ簿冊ニ登記セシムルノ令ヲ布クヘシ又男女ト年齢トニ就テ各種ノ法律ヲ設ケ此レヲ遵守セシムヘシ

然レトモ男女年齢等ニ於テ民法ヲ規定シ得ルニ付テノ困難ハ若干アリト雖モ此レカ爲メニ身上證書ヲ編纂スルコトハ素ヨリ動カスヲ得サルモノトス

一國人民ノ社會ニ於テ立法者ハ出產ノ時ニ得タル日本人民タルノ權利ハ特別ニ規定シ得タル理由ニヨリ其權利ヲ消滅セシメ得是レニ反シ外國人ト雖モ日本國民タルノ權利ヲ得ルコトハ恐ラクハ認可シ得ヘシ

現今日本國民ノ權利ヲ供有シ又ハ其權利ヲ失フニ付キ將來ノ法則ヲ説明シ得ルハ不要ニ屬スレトモ然レトモ身上證書ヲ設クルノ大變革ニ付キ其方法ノ如何ヲ論研シ得ルハ必要ナル事トスヘシ

又政權ヲ得ルト又ハ失フト又ハ政權ヲ供有シ又ハ政權ヲ執行シ得ルノ事柄ニ付テモ復其理ニ於テ前章ニ異ナルコトナシトス立法者ノ責任ノ重大ナルト權利ノ本義ノ手續ニ關係スルトハ殊ニ

親族ヲ組織スルニ當リ然リトス左ニ此レヲ陳述スヘシ
 倍男女ノ私ニ配偶スルヲ禁止スルニ至ルトキハ嫡出ノ子ハ私生ノ
 子ヨリ相續財産ノ多少ヲ所有シ且嫡出ノ子ト私生ノ子トニ付キ各
 性質(一字不明)異ナル證據ヲ設クル事ニ付キ多少ノ注意ヲ要スヘシ
 婚姻法ヲ斯ノ如ク改正スルニ付テハ立法者ニ對シ將來最大ナル注
 意ヲ冀望スヘシ

婚姻改正法ヲ以テ一個ノ法律ト定ムル事ヲ必要トス此レ輿論竝一
 般ノ慣習ヲ改正セシムルノ方法トナルヘキコト疑ヲ容ル、處ナシ
 トス

離婚ノ制度モ必ス設ケサルヲ得ス佛國ニ於テハ革命ノ時ニ當リ其
 法度ヲ創定シ佛國民法ニ詳説セリ

離婚ニ付テハ那翁一世其婦ノ子ヲ擧ケサルヨリ離婚セシコトヲ喚
 記セリ然レトモ此レカ爲メニ帝力廢止セシ加督教ノ僧侶ニ影響ヲ
 來スコトナク舊帝國ノ敗滅ノ後チ則チ千八百十六年ニアリトス

其他離婚ハ加督教ヲ奉スル歐洲各國及白耳義國ニ於テ其法尙ホ存
 セリ故ニ日本國ニ於テノミ其方法ヲ廢止スヘキノ理由ヲ看出シ得
 ス

離婚ヲナシ得ヘント雖モ不當ノ離婚ヲ豫メ防ク爲メニ法律ヲ以テ
 離婚スヘキノ理由ヲ規定スヘシ此レ幼者ヲ保護シ其養育ノ便宜ヲ
 得ル爲メニ制度ヲ立ツルヲ必要トス

不規則ノ婚姻法ニ付キ論辯スヘキモノ少ナカラス左ニ陳述スヘシ
 不規則ノ婚姻法ヲ以テ正當ノ婚姻法ニ比較セハ甲種ヲ以テ稍劣レ
 リトス然レトモ甲種ヲ以テ人倫ノ順序ヲ紊亂スルモノトセス又該
 一種ノ婚姻法ヲ公認シ得ルハ獨リ日本國ヲ以テ最古ノモノトセス
 左ニ就テ見ルヘシ羅馬國ニ於テ正當ノ婚姻法ト不規則ノ婚姻法ト
 ヲ公認セリ

然レトモ羅馬國ノ法律ハ既ニ加督教ノ設立前ニアルト雖モ日本國
 ノ法律ト比較セハ最モ嚴重ナリトス故ニ正當ノ婦ヲ有スル夫ハ妾
 ヲ養ヲ得ス況テ二妾ヲ養ヲ許サス且不規則ノ配偶ハ其身分同等ナ
 ラサルヲ以テ公然ト婚姻ノ契約ヲナスヲ許サス

日本ニ於テモ正當ノ婦ヲ有シ同時ニ妾ヲ養ハントスル者ハ多年間
 結婚ノ後チ繼子ヲ得サル者ニ限り此レヲ認可シ得ルノ制限ヲ設ク
 ヘシ(但シ行政上ノ利益ニ對スルモノハ例外ノモノトス)

凡テ正當ノ婦ヲ有シ庶出ノ子ヲ以テ姦通ノ子ト認定シ得サルハ人
 身自由ニ對シ保護スル法律ト云ヲ得ヘシ

外國人ハ其固有ノ法律ト其固有ノ宗教トニヨリ妾ヲ以テ暴害ト認
 メ此レヲ排斥シ又妾ヲ有スルノ慣習ハ法律ノ一部ヲ以テ廢絶シ得
 サルモノトセハ其自己ノ主義ニ背馳シ得コト此レ外國人ノ妾ヲ有
 スル事ニ就テハ常ニ謹慎セサルヲ得サル故ナリ

該慣習ニ付キ余ハ日本ニ關係シ一種ノ論說ヲナスヲ得ス

該慣習ニ就キ余ハ稱讚スルヲ得ス然レトモ該慣習法ノ現今廢止スヘキ事ト假定シ得ルノ義務アリト復タ信用セス辭ヲ易ユレハ自國ニ不利ナリト世論ニ於テ認メ得ルトキニハ自然ニ消滅ニ歸スルニ至ルヘシ

親族ヲ組立ツル事柄ニ就キ元來所有權又ハ契約又ハ義務ノ事柄ノ如ク特別ノ元則アル者ニ非ス其慣習及風俗ニ至リテハ性法ニ據ルニ非サレハ此レヲ詳説スルヲ得ス

其他日本ニ於テ特更ニ親族ヲシテ稍消滅セシムル者アリ此レ則チ養子法ナリ元來其方法ハ人工ヲ以テ其目的ヲ達シ得ルモノトナスト雖モ實際其名ノミ保存シ其血統ニ至リテハ保存スルヲ得ス

妾ヲ有スルノ目的モ養子法ト同一ナリトス然レトモ此レヲ以テ養子法ニ比較セハ最モ定理ニ適フ者トスヘシ何トナレハ元來正當ノ婦ヲ有セサル者ニ非サレハ庶出ノ子ヲ以テ繼子トナスヲ得サル故ナリ

故ニモシ妾ヲ有スルハ素ト此ノ目的ニミアリトセハ妾ヲ有スルニ就キ適宜ノ制限ヲ設ケサルヲ得スモシ妾ヲ有スルニ付キ法律ヲ以テ支配シ現ニ例外法ト看做ストキニハ妾ヲ有スルヲ以テ風俗ノ頹敗ヲ致スニ至ラサルヘシ

故ニ前章ニ於テ妾ヲ有スルニ付キ既ニ假定セル制限ニ尙其他ノ制限ヲ増加セサルヲ得ス辭ヲ易ユレハ既ニ正當ノ婦ヲ有シ更ニ妾ヲ

有セントセハ家族ヲシテ其義務ヲ増加セシム故ニ其家族ノ維持ニ對シ充分確實ナル方法ヲ徴シ得ル者ニ非サレハ此レヲ養フコトヲ得サルヘシ

佛國ニ於テ子タル事ニ管シ私生ノ子ヲ我カ子ト認ントセハ必ラス證書ヲ作ルヘシ此レヲ私生ノ子ヲ我カ子ト認ムル證書ト云フ

佛國ニ於テ該證書ハ不規則ナル婚姻ニヨリ産出セル子ヲ己レ子ト定ムル爲メニ設ク

日本ニ於テハ該證書ヲ作クルヲ要セス何トナレハ妾ニ設クル子ト雖トモ其子ハ法律上ニ於テ確認セル父ヲ有スル故ナリ

然レトモ父タル事ニ管シテ抱疑ナキコトアラス何トナレハ妾ト婚姻スル時ト其受胎ノ時ト正シク適合スルヤ否ヤ且其子ハ父ノ妾ヲ

養フ如ク規則正シク婦ヲ娶ラスシテ設ケタルカ故ナリ

故ニ後チニ説ク如ク身上證書即私生ノ子ヲ我カ子ト認ムル證書ヲ公認シ得ルコトヲ了知スヘシ

政權ノ能力ハ一個人ノ分限ニ管シテ從屬セル者ナリ左ニ此レヲ陳述スヘシ

該能力ハ幼者ニ於テ成立ツコトナク壯年者ニ至リ初メテ生スル故ニ最物ニ不能力者次ニ能力者タルノ證書ヲ別段ニ設クルニ及ハス其政權ニ管シ一個人ノ分限ノ如何ヲ定ムルニ至リテハ唯出產證書ノミヲ以テ足レリトス

然レトモ壯年者ハ裁判上治産ノ禁又ハ瘋癲又ハ重罪ノ申渡ニヨリ政權又ハ私權ノ執行又ハ享有ヲ剝奪セラル、場合アリ但重罪ノ申渡ニヨリ政權又ハ私權ノ執行ヲ禁止セシムルコトアルヘシ

一個人ノ分限ニ於テ斯ノ如キ變更アル事ノ必要ナルハ素ト抱疑スル處ナシ何トナレハ治産ノ禁又ハ瘋癲者ト契約セル者ハ其契約ノ効ナキヲ以テ損害ヲ償ハサルヲ得ス

然レトモ身上ノ變更ニ管シ重罪ノ申渡ハ差辱ノ性質ヲ有シ瘋癲者ノ場合ニ於テハ其ノ親族ニ對シ困難ナル性質ノモノトス故ニ各種ノ理由ニヨリ其變更ヲ消滅スルヲ以テ得ル事ト認ムヘシ此レ其變更ヲ身上證書ニ記シ消滅セシメサルカ如キ方法ハ此レヲ忌憚スヘシ

佛國ニ於テハ瘋癲ノ爲メニ治産ノ禁ヲ受ケタル者ハ書證人ノ役所ニ其旨ヲ揭示シ重罪ノ申渡ヲ受ケタル者ハ指定メタル揭示場ニ公告ス該公告ハ關係人ニ利益ヲ得セシムルヲ以テ満足シ其不用ニ屬スルトキハ此レヲ廢止スヘシ

該事ニ關係シ日本ニ於テモ佛國ト同一ノ制度ヲ設クヘシ一個人ノ失踪辭ヲ易ユレハ其所在ノ不明ニシテ消息ヲ得サル有様ヲ以テ分限ノ變更ト認メ得例ヘハ海軍又ハ戰地ニアル兵士又ハ遠隔ノ地ニ旅行セル商人ノ多少年間消息ヲ得サルカ如シ

佛國ニ於テハ五年間消息ヲ得サル者ハ裁判所ニ失踪ノ訟ヲナン證

人吟味ヲナン且公告ノ申渡ヲ受クヘシ

但シ失踪者ノ遺物相續ハ假リニ此レヲ開クヘシ

出産ノ時ニ一個人タルノ分限ヲ得ル種々ノ有様ト後チニ其分限ニ變更ヲ生セシムル事實ヲ左ニ約言スヘシ

該有様ト事實トハ如何ナル方法ヲ以テ處分シ得ルヤ左ノ順序ニ從ヒ此レヲ陳述スヘシ

第一ニ一個人ノ分限ニ就キ別段ノ證書(出産證書)ヲ作クルヘキ事第二ニ出産證書ノ端又ハ續キニ記入スルヲ以テ満足シ得ル事第三ニ親族ニ對シ無益ノ困難又ハ羞耻ヲ與ヘサル爲メニ他ノ方法ヲ以テ證明シ得ヘキ事

第一條 出産ノ事

出産ハ一個人ノ分限ノ始リニシテ其民籍ニ入ルニ就テハ貴重且精密ニシテ保存スヘキ手續ヲ證明シ得ルコトハ一個人ノ利益タル而已ナラス社會ニ對シ利益アリトス

故ニ出産證書ト稱スル別段ノ證書ヲ設クヘシ

但シ該證書ニハ出産ノ事柄ノミヲ指示スヘシ

該證書ニ記スヘキ要件ハ左ノ如シ

第一章 日付辭ヲ易ユレハ出産ノ場所年月日時

第二章 子ノ子タル事辭ヲ易ユレハ其母ノ正當ノ婦又ハ妾ナル

カ及ヒ其父ヲ記スヘシ

第三章 國民タル事辭ヲ易ニレハ父ノ國民タル事又ハ其母ノ認

メタル父ナキ旨ヲ指明スヘシ

第四章 男女 歐洲ノ醫術年報ニ男女兩性ヲ具スル嬰兒ノ事ヲ

載スルアリ其場合ニ於テハ該嬰兒ノ男又ハ女ニ多ク妻スル處ニ從ヒ此レヲ定メ其申立ヲナスヘシ

第二條 私生ノ子ヲ我カ子ト認ムル證書

私生ノ子ヲ我カ子ト認ムル證書トハ出產證書ニ記載セス父又ハ母ヨリ婚姻ノ式ヲ行フ後子其子ノ夫婦ノ間ニ設ケタル旨ヲ申立ツル證書ヲ云フ

該證書ハ既ニ記セル出產證書ニ管係スル者ニシテ此レヲ補充スルノ目的ニアリ詳シク云ヘハ第一ニ子タル事ヲ確定シ第二ニ其子ノ國民タル事ヲ定ムルニアリ

其他該證書ハ出產證書ノ續ニ拔書ヲ以テ必ラス記入スヘシ

第三條 養子ノ事

養子ノ事ニ就キ將來法律ニ定ムヘキ要件ト其制限ノ如何ヲ問ハス別段ニ養子證書ヲ作タルヘシ

養子ハ一個ノ幼者ヲ以テ更ニ子タル事トナスヲ認ムルニアリ

該幼者ハ其實家ノ親族ト法律上ノ關係ヲ廢絶シ得ヘキヤ否ヤ又ハ私生ノ父ノ姓名ヲ分離シ得ヘクヤ否ヤ又ハ佛國又ハ羅馬ノ如ク養

新たなる身上證書法律案

親ノ姓ノミヲ稱シ得ヘクヤ否ヤ此等ハ民法ニ規定スヘシ

養子證書ハ出產證書ノ續ニ記スヘシ

若シ其後チ破縁スルコトアラハ其旨ヲ二通ノ別段ノ證書ニ記スルコト左ノ如シ

第一 養子證書ノ續

第二 出產證書ノ續

第四條 正當ノ婚姻并ニ不規則ノ婚姻ノ事

婚姻ハ親族ノ本源ナルヲ以テ分限ニ就キ別段ノ證書ヲ記スヘシ何トナレハ婚姻ハ夫婦殊ニ婦ニ對シ其以前ノ分限ヲ變更セシムル故ニ出產證書ニ其旨ヲ記スヘシ

不規則ノ婚姻ト雖トモ正當ノ婚姻ノ如ク公正ノ證書ヲ以テ互ニ契約スルヲ以テ優レリトス此レ婚姻ニ就テノ要件ヲ注意セルヤ否ヤヲ調査シ且其婚姻ニ就テ法律上ノ効力ヲ保證スルニアリ

不規則ノ婚姻證書モ復タ出產證書ノ續ニ記入セシムヘシ

第五條 離婚ノ事

離婚ハ正當又ハ不規則ノ婚姻ヲ問ハス夫婦又ハ一方ノ者ノ請願ニヨリ正當ニ離婚スヘキノ權理ヲ有セハ其旨ヲ身上證書ニ記スヘシ

若シ離婚ニ管シ裁判所ニ訟ヘ又ハ其判決ヲ要スルトキハ裁判官其旨ヲ身上證書ニ記入スヘシ

然レトモ夫婦ノ情願ニヨリ離婚スルト又ハ裁判所ノ判決ニヨリ離

婚ノ申渡ヲナストヲ問ハスニ通ノ證書ニ其旨ヲ記スヘシ

第一 正當ノ婚姻證書又ハ不規則ノ婚姻證書ノ續ニ離婚ノ旨ヲ

記スヘシ

第二 夫婦ノ出產證書ノ續ニ其旨ヲ記スヘシ

第六條 歸化ノ事

日本國民タルノ權利ヲ公認セラレシ外國人ハ該政府ヨリ國民タル
コトヲ新タニ得故ニ其事ニ關係シ別段身上證書ヲ記スルニ及ハス
日本ニ於テ出產證書ヲ記スルニ至ラハ外國人ノ出產證書ノ端ニ其
歸化セル旨ヲ記スヘシ

法律ニ規定セル條件ニヨリ日本國民タルノ權利ヲ失フタル者ニ對
シ其分限ノ變更ハ裁判上又ハ行政上ノ申渡ニヨリ其權利ヲ失タル
公告アルニ非サレハ此レヲ出產證書ノ續ニ記スルニ及ハス

第七條 政權ノ享有ヲ失フ事

政權ノ享有ヲ失フ(國民タルノ權利ヲ失フ場合ト自ラ異リ)ハ重
罪ノ申渡ニ據ルノミ

然レトモ該事ニ管シ別段ニ證書ヲ記スニ及ハス此レ重罪ニ就キ法
則上ノ申渡アル故ナリ

又出產證書ニモ其旨ヲ記スルニ及ハス此レ本人又ハ親族ニ對シ羞
耻ヲ永世ニ存在セシムルノ畏アル故ナリ

其他該權利ヲ失フト雖トモ更ニ此レヲ回復シ得ヘシ

第八條 政權ノ執行ヲ失フ事

該權利ノ消滅ハ左ノ二件ニ由テ生スル者ナリ

第一 重罪ノ申渡ヲ得タル者

第二 瘋癲ニ由リ治産ノ禁ヲ得タル者

何レノ場合ニ係ハラス出產證書ノ端ニ記スルニ及ハス何トナレハ
第一ノ場合ニ於テハ其旨義既ニ記スルカ如シ第二ノ場合ニ於テハ
該病症ハ多少ノ年月ヲ經過セハ全愈シ得ヘシ

世間一般ノ說ニ據レハ瘋癲病ハ遺傳スルノ性質アリトモシ果シテ
該說ノ如クニハ治産ノ禁ヲ受ケシ者ハ子孫ニ至ル迄テ該病ニ罹ラ
サルヲ得ス

第九條 失踪者ノ事

失踪者ト現ニ住所ニアラサル者ト錯雜スヘカラサル事ハ既ニ説述
セリ畢竟失踪者トハ一個人ノ所在ノ消滅シ不明トナリ證人吟味
ノ後チ裁判所ニ此旨ヲ訟ヘル場合ニ限ルヘシ

但シ該事ニ管シテハ出產證書ニ記スルヲ以テ足レリトス

其後ニ至リ該裁判所ニ申立テシ事ハ死去證書ト看做ト雖トモ別段
ニ死去證書ヲ記スルコトナシモシ本人ノ住所ニ歸來スルコトアラ
ハ裁判所ノ申渡書ト出產證書ノ端ニ其旨ヲ記スヘシ

第十條 死去ノ事

既ニ説明スル如ク死去ハ一個人ノ分限ノ結尾ナリトス然レトモ死

去ヲ以テ其經過セシ事實迄損害スヘカラス何トナレハ死去證書ハ
一個人ノ歴史タルヲ以テ證書ノ末葉ニ記スル故ナリ

死去證書ヲ作クルニ就テハ死生ノ事實場所及日付ヲ記スヘシ

然レトモ死去ニ至ルノ理由殊ニ刑事ノ爲メニ死シ又ハ自殺又ハ果
シ合ヒ又ハ戦争又ハ危急ヲ救ワントシ死ヲ致セシ事柄等ハ記スル
ニ及ハス何トナレハモシ榮譽ノ事柄ハ凡テ此レヲ記シ死者ニ後榮
ヲ歸スルトキハ親族并ニ官吏ノ權ヲ盛ナラシメ且恐ラクハ死者モ
後榮ヲ以テ満足セサルヘシ

死去ハ出產證書ノ續ニ此レヲ記スヘシ

右ニ記載セシ事柄ニヨリ該草按中出產證書ハ日本人民ニ對シ真正
ノ民籍證書タル事ヲ左ニ了解スヘシ

一個人ノ現今ノ分限又ハ以前ノ分限ノ如何ヲ直チニ知ラントセハ
出產證書ニヨリ其場所年月ヲ認ムヘシ且該證書ニヨリ他ノ證書ヲ
看シ得ルヲ以テ其分限ニ就キ或ル證書モ復タ認ムルコトヲ得ヘシ
何トナレハ一個人ノ分限ニ就キ別段ノ證書ハ皆出產證書ニ記スル
ヲ必要トシ且證書ニ管係アル者ハ出產證書ヲ以テ訟ヲナス而巳ナ
ラス此レヲ確ムルヲ必要トスル故ナリ

一個人ノ住居ハ分限ノ元質トシテ此レヲ記スルニ及ハス實際住所
ハ政權ヲ執行スルニ就キ影響ヲ來スコトナシモシ影響ヲ來スモ甚
タ少ナシトス

該權利ハ一個人住所ヲ定ムル場所ニ於テ此レヲ執行スルコト多シ
然レトモ人間ハ常ニ一個ノ住所ヲ有ストシ又ハ少ナクモ一個ノ住
所ヲ有シ得ルトヨシ思考スルニセヨ該權利ハ住所ニ管係スル者ト
云フヲ得ス

然レトモ政權ヲ執行スルニ當リ其權利ヲ實行セントスル者ハ若干
年例ヘハ一年間某都府又ハ某郡ニ住所ヲ定ムル者ニ非サレハ法律
ニ於テ其執行ヲ公認セサルコト疑ナシ然レトモ住所ノ變更ヲ以テ
分限ノ變事トナシ又ハ出產證書ノ變更トナスカ如キ最大ノ事柄ニ
アラス

住所ノ事ヲ管スル法律ニ就テハ別段ニ論述スルコトアルヘシ
以上身上證書ノ事實ニ就キ條ヲ追ヒ法律按ノ總則ヲ陳述セルモノ
ナリ

條章ノ區分

法律ヲ編纂スルニ當テ記事ノ方法ノ最大要務ナルハ蓋シ他ノ事業
ノ比ニ非ス記事ノ方法宜キヲ得テ條章主當ノ地位ニ適フヲ得ハ自
ラ每條立法者ノ思想ヲシテ貫徹セシムルコトヲ得ヘシ
稀レニ記事ノ方法宜キヲ得ルコト難シコレ數多ノ經驗ノ後チニ非
サレハ完全ナル記事ノ方法ニ達スルコトヲ得ス
左ノ順序ヲ假定シ次第ニ此レヲ説明スヘシ

第一條 身上證書ヲ設クルハ何レノ官吏ニ負擔セシムヘキヤ
第二條 凡テ身上證書ノ一般ノ手續ト各自ノ證書ニ就キ特別ノ
手續トハ如何シ

第三條 變更ヲ生セシ一個ノ證書ノ續キニ他ノ證書ヲ記入シ得
ルハ如何シ又何人ノ注意ニ由ルヘキヤ

第四條 過誤又ハ錯雜セル證書ノ改正ハ如何シ

第五條 身上證書ノ保存ハ如何シ

海陸軍ニアル兵士ノ身上證書又ハ航海又ハ外國ニ旅行セル間ニ設
ケタル身上證書ハ皆附録ニ陳述スヘシ

凡テ右ニ掲クル事實ニ就テハ前以テ少シク説明セサルヲ得ス但シ
該説明ハ下ニ陳述セルケ條ノ説明トナルヘキ者ナリ

第一條 身上證書ヲ設クルハ何レノ官吏ニ負擔セシムヘキヤ

身上證書ハ關係人又ハ其名代人ノ申述ニ從ヒ官吏ノ最初ニ此レヲ
記スルヲ必要トス何トナレハ關係人又ハ名代人ヨリ詐僞又ハ過失
又ハ不明ナル畫面ヲ邑長ニ出シ其儘差措キ此レヲ以テ眞誠明確
ナル證書ト認ムルハ最モ危險ナル事トスル故ナリ

是レニ反シ現今日本ニ於テ公認セル慣習ニ雙方ノ者ノ役所ニ出席
スヘキニ一方ノ者ノミノ出席ニヨリ其身分ヲ變更シ得ル事ト見ユ
官吏ハ必ラス身上ノ變更ニ干與スヘキ事ヲ公認シ得ルトキハ雙方
ノ者ト日ニ交際ヲナス者ト同時ニ雙方ノ者ノ一層交際ヲ厚フシ且

既ニ日本ニ於テ身上證書ニ干與セル者トフ勢ヒ使用スルニ至ルヘ
シ

此レ邑長又ハ邑又ハ區ノ官吏タルヘシ邑長ハ貳名乃至數名ノ助補
委員ヲ以テ其職務ヲ補ハシムヘシ

婚姻離婚養子ノ(第二條ヲ參考スヘシ)三大問題ニ就キ左ニ開
陳スヘシ

該三個ノ身上證書ニ就キ邑長ハ他人ノ記セル證書ヲ簿冊ニ登記
シ得ルト又ハ邑長ノ日前ニ作りタル證書ヲ自己ニ於テ更ニ確證
シ得ルトヲ定決スルニアルノミ左ニ詳説スヘシ

佛朗斯ニ於テハ婚姻ハ邑長ニ由テノミ確定シ得ヘカラス詳シク
言ヘハ邑長ハ其式ヲ行フニ過キス即邑長ハ夫婦ノ承諾スルヤ否
ヤヲ問ヒ其承諾セル旨ヲ得且婚姻ニヨリ夫婦トナルヘキノ申渡
ヲナシ尋テ證書ヲ讀ミ聞シタル後チ兼テ用意セル證書ニ夫婦ノ
者并邑長モ捺印スヘシ

離婚ハ佛國ニ於テハアラス然レトモ離婚スヘキ場合又ハ夫婦双
方ノ承諾ニヨリ離婚ヲ要ムルトキハ離婚スヘキ要件ヲ審查シ得
ル爲メニ裁判所ヲ經由シ且邑長ノ日前ニ夫婦ノ者其旨ヲ申立ツ
ヘシ但シ邑長ハ離婚ニ就キ別段證書ヲ記スヘシ

該方法ヲ日本ニ適施セハ便宜タルヘシ

當時(余カ聞ク處ニ據ルニ)邑長ハ婚姻ノ式又ハ離婚ノ要件ニ

モ管係セス唯邑長ハ夫婦ヨリ（多クハ夫一方）婚姻ヲ契約セル旨又ハ承諾上ニヨリ離婚スヘキ旨ヲ記セル書面ヲ受取り且其事由ヲ調査スルコトナク此書面ヲ簿冊ニ登記スルニ過キス

本文ニ就テハ邑長ノ責任ヲシテ重且大ナラン事ヲ冀望ス

養子ノ事柄ニ就テ説明ヲ下スコト左ノ如シ

佛朗斯ニ於テハ養子ハ裁判所並控訟院ノ認可ヲ得治安裁判所ヲ

經由スルニ非サレハ契約スルヲ得ス但シ養子ノ事ニ管シ控訟院ノ裁決ハ身上證書ニ登記スヘシ

邑長ハ養子ノ事ニ管シ受方ノ責任アルノミ然レトモ裁判所并控訟院ノ認可ヲ得治安裁判所ヲ經由セサルヘカラス

日本ニ於テハ邑長ニ申立ツルヲ以テ足レリトス然レトモ養子ノ規則ヲシテハ層嚴重ナラシメ後チニ至リ取消ヲ要ムルカ如キ養子（不規則又ハ法則ニ適ハス）ノ方法ヲ避ケントセハ裁判所ヲ經由スルノ便宜ナルニ如カス

第二條 身上證書ヲ記スル方法ハ如何シ

凡テ身上證書ニ管スル一般普通ノ規則ト且各證書ニ對シ別段ノ手續ヲ設クルヲ必要トス左ノ如シ

一般普通ノ規則トハ申立ヲナス爲メニ出席セル者ヲ明記シ且其者ハ同邑又ハ同區ニ居住セル貳人以上ノ證人ヲ携ユルヲ必要トス但シ證人ハ申立タル者ノ何人タル事ト其申立ノ事實ヲ證明セル者

新たる身上證書法律案

ト認ムヘシ

該身上證書ニハ日付ヲナスヘシ詳シク云ヘハ證書ヲ記セル場所時刻出席セル者證人ヲ記スヘシ

邑長ハ證書ヲ讀ミ聞シタル後チ本人證人ノ姓名ヲ自署センメ且捺印セシムヘシ（第五條ヲ参照スヘシ）

或證書ニ管シ特別ノ手續トハ假令ハ出産ノ申立ニハ其子ヲ官吏ニ示シ官吏ハ其子ノ男又ハ女タル事ヲ認ムヘシモシ嚴冬又ハ其子ノ軟弱ニシテ役所ニ出ツルコトノ危険ナルトキニハ官吏ハ醫士ノ委託セル親族ノ所在ニ至ルヘシ

死去ノ場合ニ於テ邑長ハ自己又ハ醫師ニヨリ死去ノ事實ヲ證明スヘシ

婚姻證書ヲ記サントセハ夫婦ノ者其出産證書ヲ出スヘシ離婚ノ場合ニ於テモ其出産證書ヲ出スヘシ養子并私生ノ子ヲ我カ子ト認ムル場合ニ於テハ養子又ハ我カ子ト認メタル子ノ出産證書ヲ出スヘシ

失踪又ハ死去ノ場合ニ於テ其者等ノ出産證書ノアラサルトキハ其者等ニ管係セル證書ヲ記スルニ差支ナカルヘシ

第三條 變更ヲ生セシ一個ノ證書ノ續キニ他ノ證書ヲ記入シ得

ルハ如何シ又何人ノ注意ニ由ルヘキヤ

該法律按ニ於テ最大ナル制度ハ出産證書ノ續キ又ハ變更ヲ生セシ

他ノ證書ノ續ニ一人ノ身上證書一切ノ事ヲ登記スルニアリ該事ニ管係シテ既ニ陳述スト雖モ更ニ左ニ説明スヘシ

借一個人ニ對シ官吏ノ新タニ記セル證書^(一字不明)□以來其者ニ變更ヲ生セシ事柄ハ該證書ニ此レヲ登記スルニアリ

モシ同郡ニ於テ二通ノ證書ヲ記スルハ最モ容易ナリトス何トナレハ郡ノ書庫ニアル簿冊ニ新規ノ證書ヲ記シ其證書ノ寫ハ他ノ簿冊ノ主任ナル裁判所又ハ縣廳ニ送致スヘシ

但シ該證書ノ日付ハ簿冊ニ追記セル日ヲ記スヘシ

然レトモ同郡ニ於テ二通ノ證書ヲ記セサル事最モ多シ其場合ニ於テ乙邑長ハ新タニ變更ヲ記セル證書ノ寫ヲ以テ最初其證書ヲ記セル甲邑長ニ通知シ甲邑長ハ其簿冊ニ登記セル旨ヲ寫證書ノ下部(日本ニ於テ左方)ニ明記シ他ノ簿冊ノ主任ナル裁判所又ハ縣廳ニ通知スヘシ

裁判所又ハ縣廳ハ乙邑長ノ責任ヲ充タシメントセハ其簿冊ニ新規ノ證書ヲ記入シ檢印ヲナシ其寫證ヲ乙邑長ニ返却スヘシ

僻遠ノ邑長ニアリテハ其證書ヲ記スルニ當リ其責任ヲ盡サントセハ錯雜且困難ナルヘシ且何レノ年月又ハ何レノ地方ニ於テ證書ヲ紛失シ一個人ノ身上證書ノ判然セサルコトアルヘシ此等ノ害ヲ防カントセハ凡テ出產證書ヲ一個ノ地方ニ集合セシムヘシ
邑長ノ身上證書ノ取扱ヲ簡便ナラシメントセハ内務宰相身上證書

ノ雛形ヲ上梓シ姓名年月場所ハ其記入スヘキ行ヲ設ケ此レニ盛ルノ便宜ナル方法ヲ設ケヘシ

邑稅又ハ地方稅ノ少許ヲ徵收シ身上證書ノ費用ニ充ツルモ碍ケナカルヘシ

第四條 身上證書ノ誤謬ヲ改正スルノ方法如何シ

身上證書ニ誤謬ヲ生スルコト少ナカラス其誤謬ヲ分ケ二種トス則チ多クハ知ラスシテ生スル場合アリ又ハ詐僞ノ申立ヨリ知リツ、生スル場合アリ故ニ法律ヲ設ケ此レヲ改正セサルヲ得ス左ノ如シ原則ニ据ルニ邑長ハ職務ヲ以テ證書ニ一旦檢印シ邑長且出席セル者ト共ニ記ス以上此レヲ改正スルヲ許サス何トナレハ雙方ノ者ハ其證書ニ就キ左右スルヲ得サルカ故ナリ

邑長并雙方ノ者ト調印セル以上ハ該證書ハ社會ニ屬シ其關係人ニ對シテハ其保護ト効力トヲ生スル故ナリ

然レトモ證書ニ過誤又ハ^(一字不明)雜アルトキハ一個人ノ權利ヲ組織セス故ニ此レヲ改正セサルヲ得ス然レトモ其改正ノ訟ヲナシ得ルハ唯其證書ヲ記セル地方裁判所ニアルノミ法律ニ看出シ處ノ區分ニ從ヒ關係人又ハ官吏ヲ問ハス證書改正ノ訟ヲナシ得ルコト左ノ如シ
該訴訟ハ原被アラサル場合ニ於テハ裁判所ニ訴訟スルノ手續ニヨルヘシ此レニ反スル場合ニ於テハ裁判所ニ尋常呼出狀ノ手續ニヨルヘシ

裁判所ノ申渡ノ元則ニ据ルニ證書改正ノ事ニ管シテノ判決ハ其訟ニ關係ナキ者ヨリ故障ヲ述フルヲ得ス然レトモ關係人ヨリ改良(字不明)□
訟ヲナシ得ルハ素ト原告人ノ利益タルノミニアラス衆多ノ爲メニ
訟フル者ト認メ例外法トナス故ナリ

第五條 身上證書ヲ堅固ニ保存セントセハ法律ヲ以テ本書ニ通

ヲ記スルヲ必要トス

火災ノ猛烈ナル國ニ於テハ該手續ハ其他ノ國ヨリ最要ノモノトス
佛朗斯ニ於テハ火災少ナント雖トモ其手續ヲ施行セリ然レトモ千
八百七十一年「コムミュンス」ノ兵亂ニ當リ兵火ノ爲メ巴里府ニ
アルニ通ノ簿冊ハ其災ヲ免ルヲ得ス左ノ如シ

各區ノ簿冊ハ中央部(ホラテール、ド、ヒール)ノ縣廳ニ集合シ
其他ノ簿冊ハ民事裁判所ニ收合セシカ縣廳并裁判所共ニ該兵火ニ
罹リ故ニ該爭亂以來巴里府人民ノ身上證書ハ全ク消滅セリ

巴里府ニ於テ身上證書ヲ更ニ編纂スルニ當リ他ノ書類又ハ各自ノ
受取リタル寫書又ハ判然ナル申立等(字不明)□以テ證書ヲ補充セリ然レト
モ該最大ナル事業ハ仕遂クルヲ得サルノミナラス尙ホ完全ナル者
ヲ得サルヘシ

日本ニ於テハ一通ノ簿冊ハ縣廳又ハ裁判所ノ書記局ニ出スヲ以テ
必要トスヘキヤ否ヤ抱疑シ得フ

然レトモ該事業ヲ熟考スルニ當リ日本ニ於テモ佛國ノ如ク裁判所

新たなる身上證書法律案

ノ書記局ニ出スヲ以テ便宜トスヘシ何トナレハ簿冊ニ付テノ法律
ノ責任ハ行政官吏ニ屬スルヨリ裁判官ニ屬スルヲ必要トスル故ナ
リ

然ラハ該官吏ハ裁判所ニ屬スル政府ノ名代人(檢事)ヲ以テ(字不明)當
トスヘシ

檢事ヲ以テ身上證書ノ事ヲ負擔セシメハ其事ニ就キ怠ル吏員アル
トキハ其贖罪ノ申渡ヲナシ得ルノ權アルヘシ又檢事ノ其申渡ヲ爲
シ得ルハ素ト裁判所ニ屬スルカ故ナリ

附錄 海陸軍ニ關係セル者ノ身上證書及外國ニ航海又ハ旅行間
ニ記セル身上證書ノ事

凡テ海陸軍ニアル者ハ一時嚴重ナル兵營ニ居住シ且一種ノ法律ヲ
以テ支配シ得ル故(字不明)□二三ノ例外法アルコト、了解スヘシ

商船其他ノ船ニ一時ニ乗込ミ航海セル者又ハ外國ニ居住セル者等
ノ身上證書ニ於テモ復タ二三ノ例外法アル事ト理解スヘシ

場合ノ異ナルニ從ヒ特別ノケ條ハ法律ニ於テ此レヲ看出シ得ヘシ
故ニ其條ヲ明示スルハ不要ニ屬スルヲ以テ贅セス

又其法律ノ如キモ復タ身上證書ノ事柄ヲ確定スルニ當リ直チニ必
要トシ追加スヘキ尋常ノ規則ト異ナル故ニ茲ニ贅セス

身上證書法律按 千八百八十年一月卅一日

目次

總論

第一篇 身上證書ノ手續

第二篇 出產證書

第三篇 私生ノ子ヲ我カ子ト認ムル事

第四篇 養子證書

第五篇 婚姻證書

第六篇 死去證書

第七篇 特別ノ場合ニ於テ身上證書ヲ記スル事

第八篇 身上證書ヨリ成立ツ證據ノ事

第九篇 身上證書ヲ改正スル事

身上證書法律按

總論

第一條 人間ノ分限ニ付キ證明スヘキ者左ノ如シ

第一章 凡テ證書ニ記スヘキ者左ノ如シ

出產證書

私生ノ子ヲ我カ子ト認ムル證書

養子證書

婚姻證書

死去證書

第二章 裁判所ノ公正ノ拔書又ハ政府ノ證書ヲ身上簿冊ニ記入

スヘキモノ左ノ如シ

我カ子ニ非スト申述フル事

養子解約ノ事

離婚ノ事

失踪ノ訴

身上證書ヲ改正スル事

姓名ヲ變更スル事

第三章 人間ノ分限ニ付キ生スル變故ハ凡テ出產證書ニ記シ該

證書ノ變故又ハ改正ハ凡テ其他ノ證書ニ記スヘシ

然レトモ瘋癲又ハ重罪申渡ニヨリ裁判上又ハ法律上ノ治産ノ

禁ハ何レノ場合ニ於テモ記入ヲナスコトナシ

第二條 前條ニ記セル身上證書ヲ作り又ハ裁判所ノ簿冊又ハ邑ノ

簿冊ニ登記スヘキ事ハ皆邑長又ハ區長又ハ其補助吏ニ於テコレ

ヲ擔當スヘシ

故障アル場合ニ於テハ邑ノ老練セル議員ヲ以テ補助吏トナスコ

トアルヘシ

邑長各補助吏ヲ以テ身上證書ノ官吏トナシ其事務ヲ負擔セシム

ルトキハ民事裁判所ノ檢事ノ直轄タルヘシ故ニ邑長又ハ補助吏ハ夫々ノ手續ヲ經申シ司法卿ニ凡テ書面ヲ差出スコトヲ得ヘシ
第一篇 身上證書ノ手續

第三條 第一條第一章ニ記セル身上證書ハ凡テ關係人又ハ法律ニ指シ定ムル人ノ申立又ハ要メニ由リ二人以上ノ證人ノ目前ニ於テ記スルコトヲ得ヘシ

婚姻證書ヲ除クノ外關係人ハ別段ノ名代人ヲ出スコトヲ得ヘシ但シ名代人ヲ任スルコトハ公正ノ證書ヲ以テ爲スヘシ且其證書ハ簿冊ノ附録トナス爲メニ身上證書ノ官吏ノ手ニ殘シ置クヘシ
第四條 證人又ハ名代人ハ本人ノ血族タリトモ故障ナカルヘシ但シ此等ノ人ハ日本人民ニシテ二十歳ノ男子タルヲ必要トス

然レトモ外國人ノ身上證書ニ管シ名代人^(一字不明)ハ證人ノ一方善ク日本語ヲ解シ得ルトキ又ハ證人ノ一名日本人ニシテ該外國ノ語ヲ解シ得ル者ヲ同行セルトキニハ證人又ハ名代人ハ外國人タルコトヲ得ヘシ

第五條 身上證書ハ邑長ノ事務所ニ於テ記スヘシ但シ婚姻證書ハ夫婦ノ一方邑長^(一字不明)事務所ニ出席スルコトアタハサルトキハ其一方ノ者ノ住所ニ於テ此レヲ記スルヲ以テ例外トス

第六條 凡テ身上證書ニハ其證書ヲ記シタル年月日付并出席セル

新たなる身上證書法律案

者又ハ申述ヲナシタル者ノ姓名年齢職業身分住所ヲ記スヘシ該書式ニ至リテハ證人又ハ名代人ト雖トモ異ナルコトナシ
其他身上證書ニ關係セル者ハ凡テ該書式ニ由ルヘシ就中其者等ノ出産ノ場所ハナリタケコレヲ記スヘシ

第七條 凡テ身上證書ニハ法律ニ由リ其證書ニ確ムヘキ事柄ノミヲ記スヘシ

第八條 身上證書ヲ記シタル後チ身上證書ノ官吏ハ出席セル者及證人ニ此レヲ讀ミ聞スヘシ而シテ出席セル者及證人ハ官吏ト共ニ姓名ヲ自署シ且調印スヘシモシ其者等ノ一人自署スルコト能ハス又^(一字不明)知ラサル者ヲ申述フルトキハ(代署スヘシ)調印ノミヲナサシメ其旨ヲ記スヘシ

第九條 身上證書ハ均一ノ簿冊二個ヲ以テ本書二通トナシ其每葉ニ記號ヲ附記シ且邑ノ印ヲ捺押スヘシ
該簿冊ノ一個ハ邑ノ書庫ニ殘シ其他^(一字不明)一個ハ年末ニ附屬書類ト共ニ檢事ニ送致スヘシ

檢事ハ其簿冊ヲ調査シ後チ檢印ヲナシ更ニ縣ノ書庫ニ此レヲ出スヘシ

第十條 凡テ證書ハ日付ノ順序ニ從ヒ互ニ連續シテ記スヘシ但シ一葉ニ一個ノ證書ノミヲ記シ其空行ハ其儘ニ存シ其證書ニ變更ヲ生セシトキニ更ニ記スヘシ

第十一條 身上證書ニハ追記又ハ削除ヲナスヲ得スモシ追記又ハ削除セハ證書ノ端又ハ續ニ此レヲナシ記者ノ名ニ代ユルニ横線ヲ記シ且捺印スヘシ

又削除スヘキ文字ハ其字形ヲ其儘ニ存シ文字ノ員數ヲ記シ且記者ノ印ヲ捺スヘシ

第十二條 第一條ノ第二章第三章ニ記セルカ如ク身上證書ヲ記スルハ左ノ區分ニ從ヒ關係人ノ訴又ハ該員ノ要メニヨリ此レヲ記スヘシ
但シ左ノ區分ニヨラサレハ此レヲ記スルヲ得ス

身上證書ノ變更又ハ其改正ニ管スル裁判申渡ハ終審ノ裁判ナルヲ以テ控訟スルヲ得ス而シテ該裁判申渡ノ寫ハ該裁判所ノ檢事ヨリ八日以内ニ出產證書^(一字不明)□受取りタル身上證書ノ官吏ト且其變更又ハ改正セル證書ヲ受取りタル官吏ニコレヲ送付スヘシ
又歸化又ハ名前ノ變更ニ管スル政府ノ證書モ裁判所ノ檢事ヨリ八日內ニ官吏ニ通知スヘシ

第十三條 既ニ縣廳ニ出シタル身上簿册ノ端ニ記入ヲナスヘキ身上證書ノ官吏ハ其出シタル簿册ニ同一ノ記入ヲナサントセハ其記入ニ付キ必要ナル説明書ト共ニ其寫ヲ檢事ニ通知スヘシ

第二篇 出產證書ノ事

第十四條 出產ノ申述ハ其母ノ出產ヨリ三日內ニ此レヲナスヘシ

モシ其申述ヲ怠ル者ハ後條ニ定ムル區分ニ從ヒ出產ノ申述ヲナスヘキ者ニ一日二圓ノ科料金ヲ申付クヘシ
出產ヨリ一ヶ月ノ後子生兒ノ身上證書ヲ記サントスル者ハ民事裁判所ノ認可ヲ得サレハコレヲ記スルヲ得ス

第十五條 出產ノ申述ハ法律上父ヲ認メ且現在セルトキハ其父ヨリ此レヲナスヘシ

父ノ失踪又ハ故障アル場合又ハ父ヲ認メ得サル場合ハ出產ノ時ニ立會タル父母ノ尊族又ハ婚族ノ親ヨリ其申述ヲナスヘシモシ尊族又ハ婚族ノアラサルトキハ其時立會タル醫師又ハ產婆ヨリ此レヲナスヘシ

第十六條 出產證書ニ記スヘキ要件左ノ如シ

第一章 父母ノ姓名年齢職業及母ノ住所其婦ノ婚姻セントキハ其旨ヲ記シ且父又ハ母ノ外國人タルトキハ其歸化セル旨ヲ記スヘシ

第二章 出產ノ場所日時

第三章 其子ノ男女

第四章 其子ニ命シタル名

第十七條 身上證書ノ官吏ニ其子ヲ示スヘシ官吏ハ其子ノ男女及生死ノ申立ヲ證認スヘシ然レトモ時宜ニ由リ其子ノ所在ヲ變シ性命ニ危險ナルトキハ身上證書ノ官吏其家ニ至リ前件ノ手續ヲ

ナスヘシ

第十八條 身上證書ノ官吏ニ其子ヲ示スニ當リ死去セルトキハ官吏ハ第十六條ニ記セル申立書ノ續ニ指示セルトキ既ニ死去セル旨ヲ記スヘシ

其子ノ死生ノ申立ニ付キ故障ヲ述フル者ハ申述人又ハ證人トシテ出産證書ニ立會タル者ニアラサレハ關係人ニ對シ此レヲ述フルヲ得ス

第十九條 既ニ胎内ニテ死去セル小兒又ハ一歳未滿ノ小兒ヲ棄ツル者アリ邑内ニ於テ其親族ヲ看出シ得サルトキハ猶豫セル後チ父母ヲ認メ得サル者トシテ其看出シ得タル場所ノ簿冊ニ此レヲ記スヘシ

但シ身上證書ノ官吏ハ棄兒ニ名ヲ命シ且醫師ノ意見ニ從ヒ出産ノ見積ノ日數ヲ記スヘシ

第三篇 私生ノ子ヲ我カ子ト認ムル事

第廿條 私生ノ子ハ父母ヨリ別段ノ申立ニヨリ出産證書ヲ以テ我カ子ナリト認ムルコトヲ得ヘシ

但シ其申述ハ第十六條ニ記セル申立ノ續ニ記スヘシ

第廿一條 出産證書ヲ以テ我カ子ナリト認メ得サルトキニハ何時タリトモ其子ノ住所ノ身上證書ノ官吏ニ於テ認ムルコトヲ得ヘシ

新たなる身上證書法律案

私生ノ子ヲ我カ子ナリト認ムル證書ニハ第十六條ニ記セル如ク我カ子ナリト認ムル父母及其主眼ナル子トヲ記スヘシ

第四篇 養子證書

第廿二條 養子證書ハ養子ノ住所ノ身上證書ノ官吏養親及養子又ハ雙方ノ名代人ノ目前ニ於テ此レヲ記スヘシモシ養子幼年ナルトキハ法則上ノ名代人ヲ立會ハシムヘシ

養親養子雙方ヨリ二人以上ノ證人ノ立會ヲナサシムヘシ
養子トナリタル事ニ付キ公告ノ式ヲ執行行フヘシ

第廿三條 養子證書ニハ養親ノ申述(字不明)養子ノ承諾ト法律ニ由リ認可スヘキ官吏ノ公認トヲ記スヘシ

養親及養子ハ第十六條ニ記セル要件ヲ記スヘシ
第五篇 婚姻證書

第廿四條 婚姻ノ式ヲ行フヘキ日ヲ算セス少ナクモ三日前ニ將來夫婦トナルヘキ者(一字不明)其雙方ノ出産證書ヲ身上證書ノ官吏ニ出スヘシモシ其一方ノ者既ニ婚姻セシ事アルトキハ離婚セシ事ヲ確

メ得ル證書ヲ添ヘ出スヘシ

第廿五條 夫婦又ハ其一方ノ者尙私生ノ父又ハ養親ヲ有シ其等ノ者婚姻ノ式ニ立會ヲナサス自己ニ其承諾ノ旨ヲ徴シ得ルトキニハ夫婦又ハ一方ノ者其者等ノ承諾セシ事ト且其者等ノ婚姻上ノ法律ニ從ヒ夫婦相互ニ尊敬スヘキ要メヲ官吏ニナシタル事ノ證

據ヲ差出スヲ必要トス

夫婦又ハ一方ノ者ノ父ノ死去セシトキハ其死去證書ヲ出スヘシ

第廿六條 モシ夫婦又ハ一方ノ者前條ニ示セル證書類ノ一部又ハ全部ヲ出スコトアタハサルトキハ此レニ代ユルニ衆庶ノ周知セル事實ニ由ラサルヲ得ス其事實ヲ得ルノ手續ハ即治安裁判役三人以上ノ證人ヨリ第四條ニ記セル要件ヲ履行シテ申立ヲナシ且該婚姻ヲ取結フニ付テハ證人誓ヲ立テ事實故障ナキ旨ヲ自己ニ確知セル事トヲ公認スルニアリ

第廿七條 前二條ニ必要トセル書類ハ後チニ規定セル婚姻證書ノ書類トシテ止メ措クヘシ

第廿八條 第廿四條ニ記セル期限内ニ身上證書ノ官吏ハ將來夫婦トナルヘキ者ノ報知ヲ得ハ其公告書ヲ邑廳ノ門戸ニ揭示スヘシ

第廿九條 誰人タリトモ婚姻ニ付キ法律上ノ故障ヲ申述ントスル者ハ其旨ヲ書面ニ認メ身上證書ノ官吏ニ出スヘシ官吏ハ其申述

ヘタル故障ノ性質ニ從ヒ婚姻ノ式ヲ延期シ又ハ見合セニ爲サンムヘシ法律ニ由リ婚姻ノ故障ヲ申述ヘキ身分ノ者ヨリ故障ヲ申述フルトキハ身上證書ノ官吏ハ其故障ヲ申述ヘタル者ヨリ此レヲ取消シ又ハ民事裁判所ヨリ其故障ヲ却下シ得ル迄テハ其婚姻ノ式ヲ執行フコトヲ延期セシムヘシ

第三十條 婚姻ノ式ハ夫婦ノ一方ノ者少ナクモ三ヶ月間一邑ニ眞

ノ住所又ハ假リノ住所ヲ定ムル者ニ非サレハ其式ヲ執行フコトヲ許サス

第三十一條 婚姻ノ式ハ人目ニ觸レ易ク執行フヘシ

但シ第五條ニ記セルカ如ク夫婦ノ一方ノ者ノ家ニ於テ其儀ヲ執行フ時ト雖トモ門戸ヲ開キ置クヘシ

夫婦雙方ヨリ二人以上ノ證人ヲシテ立會ヲナサシムヘシ

第三十二條 身上證書ノ官吏ハ夫婦一人ツ、其名□呼出シ夫ト婦ト相互ニ尊敬スヘキコトヲ承諾セルヤ否ヲ審問スヘシ

身上證書ノ官吏ハ夫婦ノ確答ニヨリ直チニ婚姻證書ヲ記スヘシ

第三十三條 婚姻證書ニハ夫婦ノ承諾ト公認スヘキ官吏ノ證認トヲ記シ且婚姻ノ式ヲ執り行フヘキ公告ノ式並第二十八條ニ記セル報告ヲ豫メ爲シ且故障ノ申述ナキ旨等ヲ記スヘシ

第六篇 死去證書

第三十四條 死去ノ申立ハ死去セシヨリ二十四時間ニ其席ニ出會

セル尊族又ハ婚族ノ者此レヲナスヘシ

死者ノ親族又ハ婚族ノ其席ニ出會セル者ナキ時ハ死去ノ申立ハ其席ニ出會セル近隣ノ者又ハ親友又ハ死者ノ最後ニ投藥セル醫師ヨリ此レヲナスヘシ

自己ノ居宅外ニアリテ死去セルトキハ其死去セシ家ニ居住セル者證人トナリテ其旨ヲ申立ツヘシ

第三十五條 死去證書ハ埋葬前ニ記セサルヲ得ス埋葬ハ邑長ニ死去ノ申立ヲナシ其公認ヲ得タル後チニ非サレハ此レヲ許サス

モシ該主義ニ戻リ死去證書ヲ記ス前ニ當リ埋葬ヲナストキハ該死去證書ハ裁判所ニ由ラサレハ記スルヲ許サス

第三十六條 死去證書ニハナルタケ左ノ件ヲ記スヘシ

第一章 死者ノ姓名年齢職業住居出產ノ場所

第二章 死去ノ場所日時

第三十七條 他人ノ家ニアリテ死去シ其屍體ヲ自己ノ家ニ送致セシ時ハ其死去證書ハ本人ノ住所ノ身上證書ノ官吏ニヨリ記スヘシ此レニ反スル場合ニ於テハ死去セル場所ノ官吏ニヨリ記サシムヘシ

何レノ場合ニ於テモ死去證書ニハ他人ノ家ニアリテ死去セシ事ノミヲ記スヘシ

但左ニ掲クル二個ノ場合ハ例外ノ者トス

第三十八條 死去證書ニハ死去ニ至ルノ理由ヲ記スヘカラス然レトモ海陸軍ノ自國防禦ノ爲メニ遠征シ戰没セル場合ニ於テ親族又ハ婚族ノ者證據トナルヘキ書類ヲ以テ其記入ヲ要ムルトキハ此レカ記入ヲナサシムヘシ

第三十九條 屍體ヲ看出シ其死者ニ就キ何人タル事ヲ認め得サルトキハ埋葬ノ前掛リ警視ノ吏員ニヨリ取調書類ヲ造ラシムヘシ

新たるなる身上證書法律案

該取調書ニハ死者ノ外貌男女見積年齢屍ヲ看出シ得タル場所屍體ノ有様死去ニ至ル大凡ソノ理由等ヲ記スヘシ

該調書ハ身上證書ノ官吏ニ出スヘシ官吏ハ死者ノ見積年齢ト男女トノミヲ記セル死去證書ヲ作り其他該調書ヲ記入シ死者ノ何人タル事ヲ確ムルコトアタハサル旨ヲ記入スヘシ

第七篇 特別ノ場合ニ於テ身上證書ヲ記スル事

第四十條 日本領地内外ヲ問ハス陸軍ノ出兵セル者ハ「フリガアター」(隊ノ名)毎ニ其隊ノ土官又ハ司令長官ニヨリ別段ノ身上證書ヲ記スヘシ

士官又兵士其他軍隊ニ屬スル者ノ死去セルトキハ可成的死者何人タル事ニ就キ證據ヲ以テ證明スヘシ

モシ戰地ニ於テ死去シ又ハ重傷ヨリ死去ニ至ル者ハ證書ニ其旨ヲ記スヘシ

該證書ノ寫ハ凡テ陸軍卿ニ之ヲ出スヘシ

第四十一條 戰爭ノ爲メ又ハ操練ノ爲メニ日本政府ノ船艦ニ乗組者ハ其船艦ヲ指揮セル者ノ注意ニヨリ身上證書ヲ復タ記スヘシ該身上證書ノ寫ハ日本ノ港又ハ條約國ノ港ニ其船ノ到着スルトキハ海軍卿ニ此レヲ出スヘシ

第四十二條 日本商船ノ航海中ニ於テ乗組ム者ニ死去又ハ出產アルトキハ船將ニヨリ二人以上ノ證人ノ目前ニ於テ乗組人ノ簿冊

ニ其旨ヲ記スヘシ

前條ニ記スルカ如ク其商船ノ港ニ到着セルトキハ該證書ノ寫ハ
商務宰相ニ此レヲ出スヘシ

第四十三條 前三條ニ記セル場合ニ於テ凡テ證書ノ寫ヲ受取タル
宰相ハ死去セル者又ハ出生セル子ノ父又ハ母ノ最後ノ住所ノ身

上證書ノ官吏ニ其寫一通ヲ通知スヘシ

第四十四條 陸軍病院又ハ一般病院貧病院癲狂院囚獄其他懲戒場

ノ所長ハ院中ニ於テ出産婚姻死去ヲ指定ムル爲メニ別段ノ身上
證書ヲ設クヘシ

凡テ所長ハ證書ノ寫ヲ三日内ニ身上證書ノ官吏ニ送致スルコト
尙ホ前條ニ異ナルナシ

第四十五條 凡テ前條ノ場合ニ於テハ身上證書ノ官吏ハ身上簿冊
ニ直チニ其旨ヲ記入スヘシ

第四十六條 外國ニアル日本人ノ身上證書ハ其外國ニ居住セル日
本領事ニ於テ此レヲ受取り又ハ外國ノ地方ニアル官吏ニ於テ此
レヲ受取ルコトアルヘシ

第八篇 身上證書ヨリ生スル證據ノ事

第四十七條 誰人タリトモ身上證書ノ官吏又ハ檢事ニヨリ自費ヲ
以テ其身上證書ノ寫ヲ要ムルコトヲ得ヘシ

第四十八條 身上證書ノ寫ハ裁判所ニ於テ此レヲ要ムルコトヲ得

ヘシ

モシ寫證書ノ本書ニ適合セルヤ否ニ付キ争訴ノ起ルトキハ裁判
所ニ於テ寫證書ノ原書ナル簿冊又ハ其簿冊ニ付キ更ニ證書ノ寫
ヲ得ルニ付キ其書記役又ハ治安裁判所ニ擔任セシムルコトアル

ヘシ

第四十九條 身上證書ノ官吏ニ爲シタル申立又ハ簿冊ノ記入ノ正
當ナルト否ヤニ付キ訴訟ヲ起サントスル者ハ詐偽ノ訟ノ手續ニ
由ルニ非サレハコレヲ訟フルヲ得ス

然レトモ公事ノ訟ヲ以テ受理セラレサルトキハ後チニ説明スル
如ク身上證書改良ノ手續ヲ以テ訟出スヘシ

第五十條 抗拒スヘカラサル力ニ由リ年月ヲ經テ身上簿冊ニ登記
スルヲ得ス又ハ其簿冊〔字不明〕損害セラル、コトアルトキハ此レニ代
ユルニ身上ニ管スル事柄ノ證據ハ第二十八條ニ記スルカ如ク國
民タルノ證書ヲ以テスヘシ

第九篇 身上證書ノ改正ノ事

第五十一條 錯誤又ハ詐偽アル身上證書ハ其證書ヲ受取りタル民
事裁判所ノ裁判役ニアラサレハ此レヲ改正スルヲ得ス

裁判役ハ常ニ控訴又ハ破毀ノ訟ヲナスコトヲ得ヘシ

身上證書ノ改正ハ關係人ノ要メ又ハ申述ニ從ヒ此レカ申渡ヲナ
ス事ヲ得ヘシ

然レトモ詐偽ノ訟ヲ官署ニナシ正當ナル一個人ノ分限ヲ得ルニ
至ルトキハ其改正ノ申渡ハ裁判役ニアラサレハアタハス
身上證書ノ改正ニ付テノ裁判申渡ハ其證書ニ關係アル者又ハ其
代權人ニアラサレハ裁判上ノ効力ヲ有セス
其他ノ關係人ハ常ニ原彼ニアラサル者ヨリ裁判取調ノ方法ヲ以
テ其申渡ニ付キ訟フルコトヲ得ヘシ